

SNSで著名人になりすました、偽の投資広告に注意！**事例**

SNSの広告に、有名な投資家が出ていたので信用して申し込み、暗号資産取引所に43,000円をコンビニで支払った。その後、海外の女性担当者から電話があった。一ヶ月経てばいつでも引き出せるとのことで、2口目の180,000円を支払った。女性担当者に指示されるまま運用していると、どんどん増えて630万円になっていたため、換金しようと思い担当者に伝えた。お金を引き出すには仮想通貨管理アプリの登録が必要と言われ登録したところ、「マネーロンダリングの疑いがあるため、20%の約120万円を入金しないと引き出せない」と指示された。630万円全額引き出したい。
(50歳代)

**アドバイス**

- 「必ずもうかる」という投資はありません。最近では、著名人を騙った詐欺的な広告もあり、注意が必要です。
- 暗号資産は、インターネットを通して電子的に取引されるデータであり、日本円やドルのように、国がその価値を保証している「法定通貨」ではありません。様々な要因によって価格が変動するため、価格が急落し、損をする可能性があります。
- 「もうかる」と勧められて暗号資産の投資をしたが、返金されない・出金できない、投資した後、事業者と連絡が取れなくなったなどの相談が寄せられています。出金できなくなるケースでは、利用している投資サイト自体が架空のものである可能性もあり、勧誘者や事業者と連絡が取れなくなると、被害を回復することは困難です。
- 困ったときは、早めに消費生活センターに相談してください。

●問い合わせ先

名寄市消費生活センター

☎(01654)2-3575

駅前交流プラザ「よろーな」2階

◆相談時間 9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日・年末年始

